

事務連絡
令和8年5月22日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

家畜伝染病予防法の公布について【情報提供】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

農林水産省畜産局食肉鶏卵課を通じて、家畜伝染病予防法の公布について、別添のとおり周知依頼がありましたのでお知らせします。

(別添)

関係団体の皆様

このたび、家畜伝染病予防法の改正が公布されましたので、関係者の皆様におかれましては、その内容についてご理解いただくとともに、周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

先日御案内していた家畜伝染病予防法の一部を改正する法律につきまして、5月15日に成立し、同月19日に公布されましたので、改めてお知らせいたします。

改正事項のうち、「豚熱に係る選択的殺処分」の導入については、5月19日（公布日）から施行されておりますので、御承知おきください。

改正法の内容については、リンク先から御確認いただけます。

ページ下部に家伝法改正案の内容（改正案のとおり成立・公布されています。）がありますので、御参照ください。

[第221回国会（令和8年 特別会）提出法律案：農林水産省](#)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 令和6年11月、福岡県でランプースキン病の変異ウイルスが発生、熊本県まで被害が拡大
- 令和2年より豚熱の新型PCR検査を実施。検査技術の確立を踏まえた殺処分とすることが肝要
また、県の獣医師の業務量が過大となる中、効果的なワクチン接種の実施体制の構築が急務
- 近年、違法輸入畜産物の国内の外国食材店での販売が散見され、早急に対応が必要

法律案の概要

1. ランプースキン病を家畜伝染病に格上げ

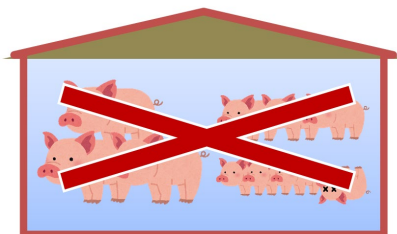
- 届出伝染病から家畜伝染病へ格上げし、緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）
【第2条第1項、第17条第1項、第21条第1項】



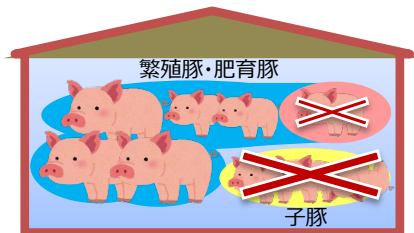
2. 豚熱への効率的・迅速な対応

(1) 豚熱に係る選択的殺処分の実施

新型PCR検査による知見を踏まえ、全頭殺処分から、子豚や症状があり検査陽性となった豚を殺処分とする方法に変更
【第16条第1項、第17条】



全頭殺処分



豚熱陰性

選択的殺処分

豚熱陽性

(2) 豚熱ワクチン接種者の確保等

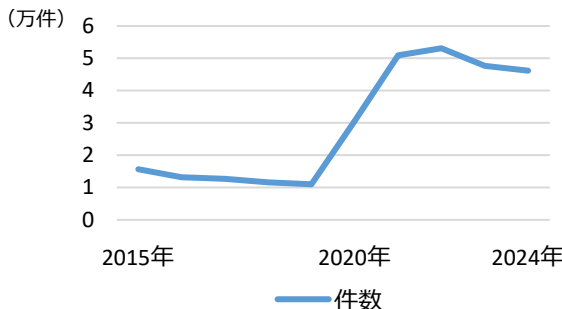
- 都道府県からの要請があった場合、研修を受け獣医師相当の接種技術を備えた飼養衛生管理者も豚熱ワクチン接種が可能となる特例を措置 【原始附則第5条～第10条】
- 豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から大学や民間検査機関に委託した場合、委託費の1/2を国が負担
【第60条第1項】

3. 輸入禁止品への対応強化

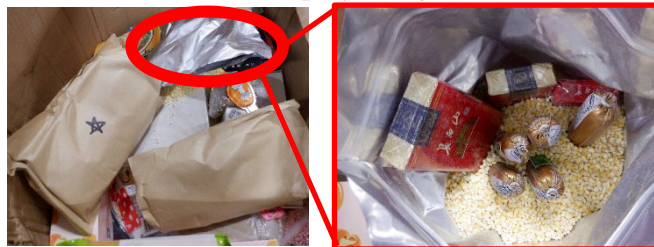
- AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手当を措置

- 輸入禁止品の販売等を禁止 【第44条の2】
- 家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与
【第51条第2項～第6項】

◆国際郵便による違反畜産物の持込み件数の推移



◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



開封後

施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

(ただし、2(1)、(2)②は公布の日。2(2)①は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)